

極低温液化センター実験室使用規定

第1条（目的と性格）

極低温液化センター実験室（以下「本実験室」という。）は、極低温液化センター運営委員会の管理下にある学内共同利用実験室とする。

第2条（使用対象）

本実験室は 4.2 K（液化ヘリウム温度）以下の温度領域における実験を主とする研究のために供するものとする。

第3条（使用手続）

本実験室使用希望者は所定の利用申請書に記入の上、運営委員会宛てに提出し、その承認を得なければならない。

- 2 申し込みは原則として使用予定の 1 か月前までに行うものとする。
- 3 本実験室を継続して使用する場合、毎年、所定の形式による研究実施報告書を運営委員会に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 研究が終了した場合は、使用した区域を直ちに現状に回復し、運営委員会に返却しなければならない。
- 5 運営委員会は、利用を審議する場に申請者を陪席させ、研究計画等、申請内容について意見を聴取することができる。
- 6 使用条件等の詳細については、別に利用要領において定める。

附則

この規定は、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。